

## 児童相談所設置区による施設措置費支払い事務等の共同処理について

### 1 背景

東京都と児童相談所設置区は、都内の児童養護施設等（以下、「施設等」という。）を協定により相互に活用しており、施設等は受託している児童の措置自治体ごとに毎月措置費の請求を行う必要がある。

特別区における児童相談所の設置が進むことに伴い施設等の事務負担が増加傾向にあり、施設等で構成する団体から特別区長会に対し措置費支払事務の一元化を求める要望が提出された。また、児童相談所設置区としても、措置費支払事務の知識の蓄積や事務効率化が課題となっているところである。

これを受けて、児童相談所設置区による共同処理に係る検討が行われ、以下の手法等により実施することとしたので報告する。

### 2 制度概要

#### （1）共同処理の手法

地方自治法第252条の7に基づく「機関等の共同設置」による内部組織（課）の共同設置（構成区の区議会による議決が必要）

#### （2）設置年月

令和6年4月1日

#### （3）共同処理組織で行う事務

乳児院・児童養護施設・自立援助ホームについて、措置費請求シートの調整、各月の支弁額の算出、自治体間（東京都含む）の調整、各施設種別の支弁基準の改正案作成等、支払に付随する各種事務を行う。

#### （4）組織構成及び幹事

全ての児童相談所設置区で構成する。措置費共同経理課で処理する事務の幹事となる特別区（以下、「幹事区」という。）は設置区順とし、3年ごとの輪番制で担当する。（令和6～8年度は江戸川区）

#### （5）組織名称・体制等

①組織名称 措置費共同経理課

②組織体制 1課2係（発足時は課長含め11名体制）

③職員の選任方法

地方自治法第252条の9第3項及び第252条の11に基づき、幹事区の長が職員を選任

④執務室 東京区政会館内を予定

## (6) 費用負担方法

### ①措置費相当分

区別に積算した金額を分担金として負担する。

### ②設置に要する準備経費、人件費、その他経費 構成区による均等割で負担する。

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年第1回定例会 措置費共同経理課の共同設置に係る議案提出（品川区の追加  
による規約の変更）

令和6年4月1日 措置費共同経理課設置